

第3回

普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認手続に関する第三者委員会

日時 平成27年3月11日（水）

午後2時53分～午後5時10分

場所 県庁6階 第1特別会議室

（午後2時53分 開会）

1. 開会

○委員長 それでは、第3回普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認手続に関する第三者委員会を開催いたします。

本日は、前回論点を出し合ってお話をした続きということになるかと思いますが、まず、前回の内容を委員にまとめていただきました論点整理メモが出ておりますけれども、それに基づいてご説明していただけますか。

○委員 私のほうで昨日ベースで論点整理メモをつくらせていただきましたので、それに基づいてご説明させていただきます。

この趣旨は、2ページ目以下で私のほうで整理させていただいておりますけれども、前回までのところで、特に学者の各委員からご発言等があったものを、私なりに理解してまとめさせていただいたもので、間違いがあるかもしれませんので、それは適宜、御指摘いただければと思います。

まず委員の論点については、これはもう詳細な書面をいただきましたので、論点としては①から⑥で、さらに委員がアセスの点を追加されるということをご発言されていらっしゃいましたので、アセスの手続きと本件承認手続きというものを⑦で入れさせていただきます。

読みますと、①埋立ての必要性と、②埋立承認審査過程（当初審査方針との矛盾）と、③ジュゴン、④オスプレイ、⑤生物多様性おきなわ戦略、⑥承認書別紙の留意事項についてとなっております。

委員のほうは、今日ペーパーでいただきましたけれども、このお話にあったものから私のほうで理解させていただいたところで3つあるかと思ひまして、まず①自然環境の保全ということです。その後ろの第4条1項2号というのは、これは公有水面埋立法の関連で、ここではないかと私のほうで入れたものですので、委員のご発言ではございません。出たのは、外来生物種の移入(アルゼンチンアリ)等についてです。あと生物につきましてジュ

ゴン、ジュゴンのエサである海草藻場等ですね。それとウミガメ、サンゴ等の言及があったかと思います。

それからあと、②海岸改変の必要性というのもおっしゃられていて、これについてはと必要性を、今後議論できたらと思いますが、埋め立ての必要性かなということで理解させていただきました。

それから、そもそも土木建築部が決裁するものを知事が決裁したということで、③沖縄県の事務決裁のところが問題かということで、これは手続論なのかなと思っています。環境生活部の意見への対処をどうしたのかということと、土木建築部の判断と知事の判断というのはどうなのかという御指摘があったかと思いましたが、加えさせて顶きました。

委員につきましても、前回の委員会でのご意見から入れさせていただいたのは、まず①埋め立ての必要性ということで、この場所での必要性があるのかということでしたので、辺野古での基地建設の必要性というように立てさせていただいたのと、環境アセスとの関係をどう見るのかという言及がありましたので、それも挙げさせていただきました。

あと、これは必ずしも論点ではないですけども、我々が今後気をつけなければならないことだと思いましたが、②と書かせていただいたのは、やはり知見の正確性ということと、また、全てを自分たちで見ることはできないので基礎資料の信頼性というところも、これは留意すべきものとしてあるかと思ひまして、挙げさせていただきました。

そして、③生物多様性の地域戦略等と必要性とのバランスをどう見るのかということの御指摘がありましたので、これを必要性というようにさせていただきました。

一応前回のところは、こういうことになるかと思ひます。

○委員長 これは前回の議事録等を参考にされながらまとめられたということでしょうか。

○委員 はい、そうです。

○委員長 とりあえず今回は、こういうような論点が挙がっていたかと思うのですが、これに何かつけ加えるとか、間違っている点などはございますか。

○委員 この前の話の続きで、この前間に合わなかったので、黒い大きな資料が手元になかったので、少し追加させていただきます。

まず最初に、ジュゴンのエサの話ですけども、これは事後調査の項目を見ますと、海草の移植は行わず生育基盤の環境改善による生育範囲拡大を図ることになっていて、移植はしないということがわかりました。

それからもう1つは、私自身の宿題にさせていただいたのが、潮流シミュレーションの話であります。

観測は流向、流速、水温、塩分の連続観測というのは、平成9年と平成19年に行われていまして、19年に行われた観測は大がかりなものでした。夏の35日ぐらいと、それから秋の10月から12月にかけて30何日、それから平成20年の冬にかけても同じぐらいのものでありますが、それを25点で観測が行われているということがわかりました。使われた流速計は電磁流速計や、超音波ドップラー流速計で、私もよく使っていた機種でありまして、それなりの性能もよくわかります。

それで申請書によりますと、流れの状況の変化は流動モデルを用いた数値シミュレーションによって予測したとなっております。流動モデルに考慮したものとしては、流れは潮汐流、それから吹送流というのは風によって起こる流れです。それから海浜流というのは波が打ち寄せてきて、それは海水を運んできますが、それと同時にまた戻るための戻りの流れもあります。それと干満による地形の変化ですね。リーフの露出とそれから水没を考慮したとなっております。ほかに河川の淡水流入だとか、それから飛行場ができたときの、そこからの排水も考えたということです。先ほど言いました流れをもたらず波浪ですけども、これも波浪変形モデルを用いた数値シミュレーションで予測したということです。

計算は2通り行われておりまして、定常計算というのは平均場と呼んでいるようですが、潮汐、ここはM2分潮という半日周期の月による潮汐で、このもとになったのは大浦湾の湾奥に存在する楚久というところにある験潮所のデータを使ったということです。

それから河川流量、気温、湿度等、風向、風速、水温、塩分、波浪等はこの場合は一定値としましたということで、この結果については観測値とそれから計算値との比較図が提示されておりました。もう1つは非定常計算と呼んでおりますけれども、潮汐については8つの主要な分潮を入れたということ、それから河川流量、気温その他のパラメーターは、時間変化を与えて観測地と比較したということで、これについては閾値は良好であったということで、まだ資料編等にデータがあるのかどうかはまだ確認していませんが、そういうような計算もやっているということで、要するに2通りやったということです。

私もずっと海洋の観測をやってきましたが、この範囲でこれだけ展開し、しかも底層80mという水深まで測っておりますが、これで表層までは超音波ドップラー流速計でほぼ連続観測がやられているということ等で、十分な流速観測は行われていると判断しました。

ただ潮流楕円の向きが観測値と計算値と異なる地点もありますが、これは海水の運動と

というのは、非常に局地的な地形に支配されるので、再現が難しいのだと思います。そういう面で行くと、シミュレーションは適切に行われていると私は判断しました。

もう1つがジュゴン追跡の音響システムの話でありまして、訴状で原告側からパッシブソナーの設置方法などが酷評されていまして興味を持ったのですが、使ったパッシブソナーというのは普通のマイクロホンでありまして、水の中で使うので hidroホンといいますが、向きも何もなく、ただその音をずっと記録したということでありまして。これは嘉陽地区も含めて合計で30地点に設置したということで、1地点あたり130日程度のデータを得たということです。得られた水中音から哺乳類の鳴き声や咀嚼音だとか、それからそのほかの水中雑音、船舶の往来による雑音等を分類してということですが、興味のある哺乳類の音響というのは、ここでは嘉陽沿岸で確認され、鳴き声は全然なかったのですが、咀嚼音、ものを噛んでいる音というのは20データとれたということでありまして。辺野古沿岸では、これらの音響は確認されまして注釈があります。

水中ビデオについても、これは全部で合計14地点にビデオカメラを設置して記録をとったようでありまして。その中にジュゴンが遊泳する様子が撮影されたものが申請書の中には出ておりました。パッシブソナーというのは、こういうものであれば、音を聞いたというだけであれば、あらわれたジュゴンは捉えられたのではないかなと思っております。

それからもう1つ、PVA（個体群存続可能性分析）であります。これも訴状で随分取り上げられたのでどういふものかと思ったら、いろんなパラメーター、何年に1遍雌は繁殖するか、その場所に全体で何頭のもの生存できるか、雌の個体数はいくらかなど、そういうようなこと等のパラメーターを与えて計算するもので、ソフトがあるらしくても、ここに出ているのは結果だけあります。

一番厳しい条件でやった例を紹介しますと、繁殖率は7年に一度で9歳で成熟し、それから環境収容能力は沖縄本島の周りで94頭ということですが、それから雌の個体数を1頭とした場合の100年後の絶滅リスクというのは0.88、つまり88%の確率でもうなくなるといふように予測したということです。

それで、環境省の調査では平成17年2月に古宇利島で親子のペアが確認されておりますが、その後出産してないということで、どうも7年に1遍というのも多めであって、もう出産はしてないようです。

この場合に、私が紹介しました3頭いるうちの2頭が雄だったことではありますが、古宇利島にいる若いものを雄と言ったのは、ちょうど3月8日に琉球新報に新聞記事が生まれ

て、●●さんがインタビューを受けておりました。実はこの方も海洋研のOBで北海道大学の教授に転出された方なのですが、専門は海草藻場でありまして、フィリピンやインドネシアなどの東南アジアや、オーストラリア等で海外学術調査も行った実績のある方です。その方の話の中では、それは若い雄だと言っているのですが、3頭のうち雌は1頭だというようなことでもあります。彼はもちろんジュゴンのためには環境を変えないほうがよく、いいエサ場を確保しなさいということを強調しています。

その中で、沖縄のジュゴン群の保全についてという質問に対しては、沖縄のジュゴン群回復のためには、フィリピンなどよそから流れてきた際に定着できるエサ場が残っているかどうかは鍵になると。いいエサ場を残すために防衛局、環境省、沖縄県なりが頑張らなければいけないということを言っておりました。そういうことでありまして、非常に厳しい条件というのは、たまたま●●さんがそう言ったので、それも引用してあります。

その次に興味があってということですが、海洋音響であります。これは非常に驚いたのは、予測結果によりますと飛行経路直下の水面下の音圧がものすごく高く、大きいのです。

この評価では、ジュゴンに与える音の影響として2つ考えていまして、1つは行動阻害というので、これは120dBだと考える。もう1つは障害を与えるということで、それ以上のことは書いていないのですけれども、障害という場合は、例えば難聴になるというか、耳がおかしくなるとかそのようなことかと思うし、それから行動阻害というのは、ほかのところにもありましたように、びっくりして工事中の注意のところを書いてあったのですが、刺網などに間違っ飛んで入り込まないようにということなので、それが行動阻害かなというわけです。ヘリコプターのCH53だとか、MV22というのが、150mの高さを飛行しているときに、120dBという行動阻害の範囲が直径で50m、水面下50mまで、これもグラフから読み取ったので大ざっぱですが、それぐらいの範囲では120dBを越える、行動阻害を起こす。航空機は数秒で通過するのでジュゴンへの影響は未知であるというようなことが書いてあります。運用開始後は事後調査を行って、この場合は若いジュゴン、個体Cの生息状況の変化の有無を確認し、その結果を踏まえて必要な措置を検討、講じますということなんです。

しかし、私の感想としては、事後調査で影響が判明したときの対策は限定されているように思うので、この点に関しては未知のことなのですが、ジュゴンがどのように行動するかは未知ではありますが、自然環境の保全についての懸念が払拭できないという環境生活部の意見に同意いたします。なお、障害を与える230dbという随分大きな音ですが、これは

出現しておりません。

このようなこと等で、環境評価というのは丁寧に行われているのではないかと思います。1つは例えば塩害の評価に関しては、これは沖縄の特殊なことですけれども、サンゴ礁に囲まれているので、波が砕けるのが陸地から1kmぐらい先にあったりするので、ほかの地方でのデータはそのまま持ってこられないのですが、琉球大学をはじめ県内各機関の研究成果を活用するなど、丁寧な評価が行われているような感想を持ちました。

それから、実は委員の資料の海岸改変の必要性というのは、海岸というのは変わるものだということを強調したわけで、今回の埋立とは特に強い関係は無いのですけれども、以前、浜辺が5年間で小浜島が消えるぐらいの速さで全国では消えているということですが、同じように辺野古海岸も浸食傾向にあり、それでいてリーフは堆積があるとなっております。

その中に一般の意見というのが書いてありまして、こういう記述を見つけました。辺野古集落中心部は、かつては内海であり、1956年以降にキャンプ・シュワブ建設に伴い埋め立てられたのが現在の公民館付近である。公民館付近は台風時、満潮と洪水が重なると浸水地域になる。このようなところに作業ヤードをつくるというのは、狂気の沙汰だというような意見を述べておりますが、私はこれから、かつてというのがいつごろかは不明ですが、とにかく海だったところは陸地にもなるし、それから56年頃の埋立からもう60年経っているわけですが、当時は十分なミチゲーションもしなかったのに、現在の豊かな干潟とか海草藻場が形成されたということを示しているように思うということであります。

あともう1つはただ読んでいて、沖縄県の対応の1つとして、この前は十分なことが行われているということを使ったのですが、今回もそれを確信いたしました。その中にまた今回の環境影響調査のために収集した標本を研究機関で活用することを提案しておられますが、私もその実現を希望するというので追加のコメントを終わらせていただきます。

○委員長 どうもありがとうございました。

ほかに委員がまとめられた件について、どなたか追加等、何かありますでしょうか。

○委員 細かいことで、まとめて頂いたこととは関係無いかもしれませんが。今委員が最初におっしゃったことですが、「海草の移植はしない」というように書いてありましたか。

○委員 はい。

○委員 私はどこかで移植するという記述をみたのですが。

○委員 黒いもの(※沖縄防衛局提出「普天間飛行場代替施設事業公有水面埋立承認願書」)の中には、しないと書いてあって、しかも一番最後の事後調査のところを私は引用しておりますけれども、そこにも移植はしないと。サンゴは別ですよ。

○委員 サンゴは別ですが、「海草を移植する」という表現を見つけたので、それが時系列で変わったものなのか、あるいは私の読み違いか、確認したくて質問しました。

○委員 私もそれはもう一度見直してみたいと思いますけど、環境生活部長の意見に、「海草を移植すると書いてあるけどそんなのうまくいくの？」というようなものがあって、それに対し事業者の回答で、「それについてはいろいろな専門家の意見を聞きながら」というようなやりとりになっていますので、もう一度時系列を追って、見て。

○委員 もっと前のほうに、「しないことにしたので、今後この記述は削除します」という部分があったのですが、それは思い出せないのです。探してみます。

○委員 特に補正の評価書に対して、それが環境保全の図書になって出ているわけですが、それに対して環境生活部長が2013年11月29日付で出したもののやりとりがありますので、もう一度確認してみたいと思います。

○委員 はい、お願いします。黒いものというのは申請書(※沖縄防衛局提出「普天間飛行場代替施設事業公有水面埋立承認願書」)ですか、その中で見つけた表現です。

○委員長 私も移植するというのは、見たような記憶はしているのですが、いづれにせよ、やはり海草という問題は、どうも委員のお話を伺ってもジュゴンのエサ場を確保するという意味では、これはもう避けては通れない問題だというように理解してよろしいのでしょうか。

○委員 そうですね。ただ技術が客観的に見て、私は訴状の中の話の関係で、水産庁でうまくいったというのと、それから大学でもう始めているということは知っておりますけれども、どこまで実用化されているかということですね。

○委員長 そうですね。そういう問題はありますね。それから委員は、委員が委員の前の発言の趣旨をおまとめになったと思うのですが、これは大体このような内容でよろしいですか。

○委員 そのように申し上げたと思っております。

○委員長 それから委員のものは、ペーパーでいただいたものの中から少し見出しをピックアップしていったということだと思うのですが、これは生物に関してはジュゴンに特化して論ずればよいというご趣旨なのではないでしょうか。

○委員 ええ。私は時間との関係で、この前も申し上げましたけれども、瑕疵がありそうだ、可能性が高いということと、県民の関心が高いということ、要するに理解されるということですね。

それで絞っていった場合、ジュゴンの場合には特にアセスとの関係ですけれども、方法書前の大がかりな事前調査でかなり環境を攪乱しているということは、ジュゴンの行動にどう影響を与えたかという分析は、このアセスの中には一切ありませんので、それは影響を与えたのかどうなのかということの議論を抜きに結論に至っているのは、いわゆる科学性という観点からはかなり問題があるのではないかと。

そういうようなことで、瑕疵を絞り込める可能性があるのではないかとということで、生き物の中ではシンボリックにジュゴンを取り上げるのは考え方かなということですね。

ほかのところに問題がないと思っているわけではありませんけれども、それを論証するのはなかなか大変だなと考えているということですね。

○委員長 前回の議論で出たものは一応こういう形だということで、それで今回さらにこれに加えてというような形で、さらに論点があるのかという形になってくると思うのですが、この論点メモの4番の当職からの法的観点からの論点の提案というところを、委員のほうからご説明いただけますか。

○委員 今日お配りした私の資料の2ページ以下なのですが、これはものすごく大枠で法的観点での論点を挙げさせていただいて、この中から絞っていくなり、どこを検証事項とするのかを決めていけばいいのかなということと、法的に位置づけると、今まで各委員がおっしゃっているところは、このあたりに位置づけられるのではないかとこののを、下のほうで「●●意見」とか「●●意見」というような形で入れさせていただいたというものでございます。

まず前提としては、当然ですけれども、ご確認のために、公有水面埋立法の第42条第1項で、国の埋立てについては知事の承認が必要。

その第3項で第4条を準用しているということで、(4条はカタカナ縦書表記)「左の各号、適合すると認める場合を除くほかは免許(=承認)を為すことを得ず」ということなので、この1号から6号を全部満たさなければいけないということで、1号が国土利用の適正かつ合理的、2号が埋め立てについての環境保全に十分配慮せられたるものなること、3号は埋立地の用途が環境保全等に関する法律に基づく計画に違背せざるということのがあって、あと4、5、6号とございますが、それ以下のところで私のほうとしては、本件

で出た記録や今までの各委員の話を伺っていくと、1号から3号というものが基本的に大きな枠組みでそれぞれ検証すべき論点なのかなと思っておりまして、それを2以下で書いております。

今、1号から3号と申し上げたのですけれども、これは行政解釈によって1号から3号の要件に入る前に、そもそも埋立ての必要性があるのかというのが独立項目になっておりますので、それを1つ目の要件として挙げさせていただきました。この必要性和1号要件をどのように考えるかということは関係してきますが、必要性はまた別途、大きく分けると4つの要件該当性が必要になってくるかと思えます。

それぞれ検証ですので、承認手続に至る過程に手続瑕疵がないかどうかということと、それぞれの法律の言葉に該当すると言えるのかどうかと。

仮に手続に瑕疵があるということになると、それはこの承認に瑕疵があったのか、なかったのかという判断になるでしょうし、実体というところで、要件に当たらないということになれば、それも瑕疵と言えるのか言えないのかということになってくるのかなと。

手続瑕疵かどうかというのはまた別途検討するというところで、実体についての必要性の有無については、各委員が特におっしゃっていたところだと思いますので、この検証は特に必要だろうと思えます。

続いて1号要件、「国土利用上適正且合理的なること」というところです。この手続的瑕疵については、どの程度検討したのか、検討したことは間違いありませんけれども、どの程度したのかということは、やはり検証する必要があるだろうということと、実際そこに当てはまるのかというところで、これも3委員がおっしゃっているところで、そもそも代替施設の必要性、代替施設の立地ですね。辺野古であることが適正なのか、合理的なのか。これはどの程度入るかわかりませんが、軍事的・政治的理由による説明がなされているわけですが、それが適正なのか合理的なのか。そしてそれらの必要性和喪失する自然、生活環境との均衡、ここのところは各委員みなおっしゃられているところで、ここともバランスを考えないと、一方の必要性だけでは話ができないのかなと個人的には思っています。

また、規模や施設内容というのは、上の均衡と関係すると思えますが、これも挙げさせていただきました。

続いて2号要件、ここが多分一番大きなところだろうと思っております。

「環境保全に付十分配慮せられたるものなること」というのに当てはまるのかどうかと

いうところ、ここもご覧のとおり、各委員に色々御指摘頂いているところかと思えます。

手続については、手続的瑕疵でアセス手続との関係を指摘されていて、環境評価手続とこの承認手続は、法的には別手続ですので、仮にアセスを検証するとした場合、この承認手続の影響は法的評価になるかもしれませんが、どうしていくかということは考えていく必要があると思えますけれども、アセス手続との関係というのは検討が必要かと思えます。

あと、これは皆さんほぼ一致していると思えますけれども、環境生活部が出した11月の意見と承認との関係というのは、やはり考えていく必要がありますし、それに関連して、その後県が行った3次、4次質問に対する防衛局の3次、4次回答ということに対しての検討がなされたのかどうか。少なくとも前回の聞き取りでは、環境生活部はしていないということでしたけれども、それをどう判断したのかと。これは委員が御指摘になっているところというように思いました。

さらに実体としては、これは今まで頂いた資料の中から、あと各委員のご意見でこういうものなのかなということで挙げさせて頂いたところで、まずは辺野古の全体的な自然体系、生態系というもので、これは私も十分には理解できていないのですが、多種多様な生物がいる全体としての生態系が破壊される可能性があるのかどうか、あるとしたらそれに対する保全が十分配慮できているのかどうかという点で挙げさせていただきました。

今出ましたジュゴン、海草藻場、サンゴ類、ウミガメ、外来種の侵入というのを挙げさせていただきました。

ちょっと別の観点ですけれども、航空機騒音というのも委員が御指摘になっていまして、これも挙げさせていただきましたが、ただ、ここに書いてある上物論ですけれども、これは法的論点でございまして、2号要件というのは埋め立てについての環境保全でして、この騒音というのは埋め立て後にできあがった基地から飛ぶ飛行機についての騒音ということになるので、そこを考えられるのか考えられないのかというのは、1つ法的には問題になります、検証としては必要なのかなと思えます。

あとは施工方法の適切性ということも問題になり得るかなと思って一応書かせて頂きました。少し書く場所が違う、系列の問題ではないかもしれませんが挙げさせていただきました。

それから、3号要件で、「土地利用または環境保全に関する法律に基づく計画に违背せざる」ということで、これについても検討がどの程度なされたのかということは手続的瑕疵ということで挙げさせていただきました。実体としては、法律に基づく計画に該当する計画というところが結構多分メインになってきて、それに違反しているのであれば違

背せざるということに当てはまらないところもあるのかもしれませんが、違背してなければいいということになるのかもしれませんが。ここでは生物多様性おきなわ戦略というものを挙げられておりますので、これを検討するとしたら3号要件の中で検討する話なのかなということで、挙げさせていただきました。

大きな枠で加えさせていただきましたので、これを今後この委員会でそれぞれのパートで絞って行って、それぞれの論点を出して、検証すべきことを決めて検証していくという作業が必要なかと思っております。以上です。

○委員長 どうもありがとうございました。委員、これについて何か。

○委員 全体的には大体こういう枠組みかと思っておりますので、あとは具体的な検証の仕方をどうするかというところが出てくるかと思っておりますけれども。

○委員長 どうぞ。

○委員 この論点はどうか考えたらいいのかということで、皆さんにお伺いしたいのですけれども、今の委員の整理で非常にわかりやすくなったのですが、一応要件論ということで4点あって、必要性も加えて、あと1号要件、2号要件、3号要件ということなのですが、公有水面埋立法は必要性がありということになって、1号要件から6号要件まで全部パスしたとしても、しかし公益上の観点から審査して、免許も拒否をすることが知事の裁量判断としてあり得るとなっているわけですね。

その部分を今回の承認審査では判断されたのか、知事は免許と比較して、承認の場合には非常にそこは裁量範囲が薄いんだというようにはおっしゃっているのですけれども、しかし、それはどうだったのかということは論点にはならないのかなと。

つまり私が申し上げたいのは、2013年11月12日の中間報告では、「一方、弁護士の見解によると、政治的な判断により埋め立ては要らないとすることも1つの判断である」と言っていた中間報告から、ある意味180度変わって承認に至っている。

その際には、もう1号から3号までパスしていれば、それをノーという余地はほぼ無いというようなことを知事はおっしゃっていて、私の素人考えではありますけれども、知事は裁量権の行使をしなかったというようなことなのかなとも見えるのですね。

少しその辺りは、検討すべき点なのかについて皆さんのご意見を伺いたいなと。

○委員長 今の点、どなたかご意見ございますか。

○委員 論点にはなり得るかとは思いますが、それぞれ満たしていたとしてということになりますので、検討する余地はあるかと思っておりますが、これは検証をして全部満たしたと

いう後に出てくる話ですので、最後の段階で我々の検証結果を満たしていますねということになったときには、この判断が出てくるという位置づけかと思います。

○委員長 私の個人的な今の考えでは、委員がおっしゃったことも埋立関係便覧のようなもので触れられておりますので、そういう意味ではあり得ると思うのですが、ただし実を言うと、この検証を進めていった結果、それでもやっぱり問題があるから承認すべきではないというような問題というのは、やはりその瑕疵の大きさであったり、様々な要素が出てきて、その上で出てくるものだと思うので、委員がおっしゃったように、これはある程度議論が進んでいって、その中でおそらく問題とすべきようなものがあった場合に問題になるのかなど。それがさほどなかった場合には、これはないという。

それから裁量権の行使という問題は、実を言うと法律上の世界では裁量権を逸脱したというような場合には問題になることが多いんですね。

ところが、裁量権を行使しなかったという場合は、当然に違法になるかということ、なかなか難しいところもあるものですから、できるだけ裁量権というような問題よりは、やはりこの法律が定めている要件に該当するか否かというようなことをしっかり検証していくほうが、法律論としてはむしろよろしいのではなかろうかと思います。

○委員 わかりました。

○委員長 今、法律上の要件を、委員にまとめていただいて、説明がありましたけれども、法律論として言いますと、法律がこのような規定を定めているから、その規定に沿ったことがなされているかどうかというものが法律の要件論になると思うのですけれども、ただこの中で、見ておきますと、その要件に合うか合わないか、例えば環境保全の上で十分配慮されているかどうかというのは、その環境をどういうものだと見て、そしてその環境にどういう影響が予想されて、そしてそれに対して適切な対処措置が考えられているか、講じられているかということだと思いますので、やはりこの辺のところは、この地域の自然環境というようなものをどう考えるかというのは、どうしてもメインにならざるを得ないと、要するに法律要件の中身を埋めていくのはそっちのほうだということに、いわゆる法律の実務をやっているとそのように感じるわけです。

ですから、その意味で、自然科学の観点からいろいろご意見、ご議論をしていただきたいと思います。

例えば、ジュゴン等について見ておりましたが、報告を子細に見ていくと、なかなか分析自体は不十分ではないのかなという気が、素人的にはしないでもないのですけれども、

そのようなもので、これではやっぱり不十分ですよと、環境保全という面から見たとき、そのような点についてお気づきになられた点というのはございますか。

例えば、いくつかのそこに住んでいるといいますか、そういう生物がありますし、海草があったりサンゴがあったりとかというようなもので、これらが一体として生態系をなしていると思うのですが、その辺の保護の点について、環境生活部長は不可能である、あるいは懸念を払拭できないと、そういうご意見を出されていたわけですが、その辺について少し検証してみたらいいのではないかといいものはございますか。

○委員 その前に確認といいますか、教えていただきたいことがあります。

今の委員長のお話で、私たちなのか、私なのか、どんな勉強をすればいいかがわかってきたような気がしまして、大変喜んでおります。

前回から今回の間で、またいくつか資料を読みました。それで今、委員にまとめていただいたことがまさに重要なところだということ、素人なりに理解しました。

ところが、公有水面埋立法のこういう項目について、適合しているから承認という形になってきたという表現は何カ所で見られるのですが、どういう理由でここが合理的なのか、あるいは十分に配慮したものであるのかという記述が、まだ私が見つけれないのです。それは存在するのでしょうか。資料を全部読んでないので、少しいい加減な言い方で申し訳ないのですが、ご存じの方がいらっしゃいましたら教えていただきたいと思います。

○委員長 その辺、委員何かありますか。

○委員 私は同じような感じを持っているのですが、色々問題点を指摘されまますよね。

例えば、評価書であれば、知事は飛行場と埋立てに関して、合わせて579点の問題点を指摘したと。

これを受けて補正評価書を出すわけですが、補正評価書はこの指摘されたところにどう答えるかという形ですね。ああします、こうします。わからないこともあるなら、これから事態の進行に応じて対処しますというようなことを書いてあるわけです。

それから環境生活部が意見を出したのは48点ですけれども、これについても、ああします、こうしますなんですね。ここしか書いてないのです。

それで十分配慮と言えるかどうかというのは、十分配慮だというのは、十分配慮でないとは言えないに近いような表現だと思います、審査のほうは。

今の委員の御指摘に絡んで私が思うことがあるのは、これは私の理解だけかもしれませ

んけれども、評価書に対する知事意見は2つ結論がありますね。1つは、ここは大変かけがえのない貴重な自然だと言っているのです、場所が。私は限りなくこの場所を選ぶのはまずいのではないのかと、ほかに代わりようがない場所だと。これが第1の知事意見で、2番目の知事意見は、いろいろ環境保全措置がこうだと言っているけれども、以下のようなことで、これでは保全ができない、不可能だと言っている。そこで、579点の問題点があると。

補正評価書も、それから環境生活部の意見に対する防衛局の回答も、この2番目の結論、こういう問題があつて環境保全が不可能だよと言われているのに個別に対応なんですな。

1番目の結論の、ここは非常にかげがえのない、かえようのない自然だと、そこはあと1歩言っていないのですけれども、だからこんなところに造ろうとするのはそもそも間違いだとは言っていないですよ。ただこの579点の問題点を個別に対応する、あるいは48の問題点を個別に対応すれば、このかけがえのない自然は守られるということは、必ずしも防衛局は言っていないのです。そこが、私は議論のずれなのではないかという気がするのです。

○委員 私たちがこの公的な瑕疵を検討する場合に、やはりどういう説明をしてあつて、それに対して例えば環境面からは、それはこういう考え方もあるのでちょっと間違いではないのかと言うのか、あるいはそのとおりだと言うのか、その判断の材料がまだ届いていないような気がして仕方がなかったのです。私だけの勘違いかもしれませんが、ちょっと発言だけさせていただきます。

○委員長 明確に答えるところが、読んでいるとないために、おそらく委員のような感想が出てくるのではなかろうかという気が、私も実を言おうとしているのです。おそらく同じような問題意識じゃないかと思うのですけれども。

それで、私ははっきり言いまして法律の専門で、そういう自然科学の専門ではありませんから素人的な聞き方になってしまうのですが、このような具体的な場所における具体的な生物や動物等を前提として、そこの環境や生態系の保全を図っていくという場合には、そこに具体的な保全策の内容がないと、それ自体はその言っている保全策が妥当なのかどうか、それはちょっと判断不可能ではなかろうかと、あるいは判断できないのではないかという気がしてしょうがないのですけれども、この辺についてはどうなのでしょう。

○委員 先ほどの質問は、ある程度前提という意味でさせていただいたのですが、委員長の最初のご質問に関連して、自分なりの意見を申し上げますと、やはり何らかの事業を海岸、海の上でするわけですから、当然そこには自然環境に影響が出る。でも造らなけ

ればいけないのであれば、精一杯その自然が何とか別の形で残るような努力をするという理屈だと思います。

そのときに、拝見した資料の中でやや物足りないと思ったのは、サンゴにしても、ジュゴンにしても、海草にしても、特定の生物を保全しようという言い方に聞こえました。そうではなくて、生き物というのはある場所の中で暮らしているわけですから、その場所の環境を守ってあげないと保全できるわけがないと私はいつも思っているのです。ですから、生物の保全はその生き物が生息している場所の保全であると思っております、そのためにはサンゴを移植するにしても海草を移植するにしても、どういう形で埋め立てる場所の生態系を別の場所で維持保全できるかという観点を、どうしても書かなければいけないと思っているのですが、記述の中では何となく移植するというだけに見えてしまうのが残念なのです。

どういう形で、この場所の自然全体を、よりいい形でなるべく努力して保全しようとしているのかという努力が見当たらないように、今まで資料を読んだ限り感じました。

それからもう1つは、こちらのものをこちらに移すのですから、この場所のことは考えられていない。つまりこの場所には、新しく引っ越してくる生き物が来るわけです。そうすると、ひょっとしたら元々ここにいたものに関しては、新しく来るものは邪魔者かもしれない。どこに移植しようとしているのか、どういう理由でここが適切だと考えているのかという記述が見当たらず、気になっていました。つまり、問題の場所以外にも、もう少し広くさまざまなつながりを考えた議論というのが必要ではないかと思っていました。

○委員長 その辺、委員何かございますか。

○委員 いや、まだ考えがまとめられなくて、委員おっしゃるとおり確かにそうですけれども、必ずそういうところになると専門家の意見等を聞いてとか、そういうのが出てきて、今おっしゃったようなことは具体的には出てこないですね。

○委員長 そうですよ。その辺がいわゆる十分な配慮というものとして妥当なのか、本当に十分なのかという気がしないでもないですよ。

○委員 委員のおっしゃられたとおりだと思うのですが、自然というのはトータルなシステムで、そこでジュゴンだとか、海草だとか、何かという形で、縦割りに評価書も補正評価書もなっているわけです。そこで指摘された問題に個別に対応する。ジュゴンのときはジュゴンのことだけ、海草だったら海草のことだけ、でもその環境をトータルに考えるということをししないと、なおかつ専門家といっても、個別の縦割りの専門家に

意見を聞いて、そのことについて答えを出すという、先ほど私が申し上げたかったのはそれですけれども、個別の縦割りの回答を積み重ねていけば、トータルのこのかけがえのない環境をほかに持っているのかということ、答えにならない答え方をしてるなというのが、委員の指摘されたことなのかなと私なりに考えたんですね。それは極めて本質的な問題提起だろうと思います。

○委員長 おそらく要素ごとの問題をある程度把握しないと、全体の議論もできないでしょうから、ジュゴンであり、サンゴでありというようなものを1つの要素と捉えて、それをやっていった上で、それではトータルで、このものが本当にそこで保たれていくのかというような観点が、ここではないというような、そういう理解になるのでしょうか、今の委員のご意見は。

○委員 そういうことでしょうか。確かに調査するとき、あるいは解析していくときは、1つ1つ勉強していかなければいけませんけれども、常にトータルで見るといっては持ちたいと思っておりますので、そのあたりが欠落しているのではないかという印象がどうしても拭えないでおります。

○委員長 今委員がおっしゃったような考え方というのは、これはアセスの段階でそのような視点を欠いているから、その地域の生態の保全というようなものにつながってこないのだということに、原理的にはなるのでしょうか。

○委員 まずアセスの書類の項目などを、ざっとでも一度確認してみないと、ちょっと正確な答えを申し上げられないかもしれないですね。すぐにはお答えできません。

○委員長 どうぞ。

○委員 今の環境保全の問題の関係で、委員長からお話があった、いわゆる防衛局の回答は、こういう指摘に対してこういう対応をしますというようなことで回答しているのだけれども、それが実際に具体性があるかというところを、委員長は先ほどちらっとお話しされたと思うのですが、つまりペーパーだけ出してきて、それで終わった形になってもそれでいいのか、それとも中身自体に具体性があるかどうかが、そのほうの審査は極めて足りないのではないかというニュアンスだと思うのです。

確かにそういう問題もあるのではないかなと、このやりとりを見ると思うのです。ですので、このあたりをどういう形で検証するかというのも、1つの論点としてでき得るかなと感じたところです。

○委員 今の委員の御指摘はとても重要なところだと思っております、今日事務局の

ほうに印刷をしてもらいましたが、アセスについての検討ということでメモを出させていただきましたが、そこで私が思うのは、このアセスは普通のアセスと違って、普通のアセスは通常であれば建設する事業者がそれを使うのです。ですから、自ら使いますので、自らをコントロールすることが可能だと考えられるし、それから行政も環境行政はそれに対してコントロールの権限を持っている。

ところが、この米軍基地の場合は、造るのは日本政府、使うのは米国。彼らは地位協定でプロテクトされていて、いわば3条管理権で日本政府は何も言えないので、沖縄防衛局の米軍に守らせる能力というのは、通常の事業者と違うということをととても感じるのです。

沖縄の場合には、例えば普天間基地の騒音防止協定であれ何であれ、これは実際守られていない。その運用上の必要がある場合この限りでないという大きな抜け穴もある。沖縄防衛局ができるのは、米軍に周知するというだけなのです。マニュアルをつくって周知する。それで守られたことがあるのですかということ、今までの実態からすると、ほとんど守られない。オスプレイの運用の規定も、これはヘリモードでは基地の上以外飛ばないといっても、私の家の上もヘリモードで飛んでいますし、そのようなことを日常的に感じていますので、沖縄防衛局が約束することを米軍に守らせる力というのは非常に大きな論点だと思うのですが、ただ、それをどう論証して、法的にも耐えられる形で主張するのかというのは難しいとは思いますが、これは実に本質的な御指摘だと思います。

そこが特に留意事項の第3項が供用段階の米軍に守らせるという約束なのです。この留意事項はきちんといくのと。今、第2項が問題になっておりますけれども、第2項の建設段階の留意事項についても大きなクエスチョンマークになっておりますけれども、第3項の留意事項を実際に守らせることができるのかということですね。これをうまく法律の観点からきちんと論証できるようになればいいなと思っているのですけれども。

○委員長 非常に重要な論点だと思います。ある程度、とりあえず自然環境に絞ったほうがよかったかなというように思っただけですけどね。

ただ、委員の疑問点というものは、おそらく誰もが一応は感じるのではないのでしょうか。法律の世界でいいますと、AとBが合意をしたときに、Cを拘束することはないのです。それは、私はそこに入ってないのだから、私が拘束されることはないのですよという形になるわけです。ですから、今委員がおっしゃった話は、例えば法律の世界の債権法のレベルでいいますと、Aという当事者とBという当事者が合意をしましたと。その合意の内容がCさんにこれを守らせませすというような合意の内容であったときに、Cさんがその

合意に拘束されるかというそれはされないというような、要するにAとBの合意は第三者効を持ちませんよというような話になるものですから、県と事業者が、この場合は防衛局が、一定の留意事項、取り決めのもとに、何らかの第三者にある行為を守らせるという約束をしても、それ自体は何も担保されていない。少なくともその第三者から事前にその点について、従いますという、あるいはその取り決めについて、自分のほうもそれを当事者として受けとめるというようなものがないと、それは法律の世界では少し難しい。法律の世界では基本的にはあり得ないというような形になるのでしょうかから、そのようにおっしゃっている論点というのは、確かに1つのいわゆる第三者が、そこに求められている環境保全行為をやるかどうかというようなものを、その第三者を抜きにして決めていった、そのようになりますというような話をするのが、内容的、効力的に妥当かどうかというのは、法律的にはおそらく疑問があるなということにはなると思います。

ただ、それについて、この中でどのようなものとしていくかは問題としまして、少し話を自然保護、環境に戻して、先ほどのオスプレイの問題とか、CH53のヘリの問題なのですが、あれは離陸をして海上に出ていくと、音であったりそのようなものは相当の影響が出てくるというようなことになるわけでしょうか。

○委員 ええ、この評価を見ていましたら、さっき言いましたように、行動障害というレベルが120dbで、その範囲というのが50m・50mで、100mぐらいの範囲は影響を受けてしまうのです。それはあんまり議論になってなかったのでしょうか。結局これさっきの上物論になってしまっただけで。

○委員 そうですね。オスプレイのところは上物論ということになって、その議論は。

○委員 今の話は、上物論というのは、例えばできた後の近隣住民の騒音被害というのはわかるのですが、今はまさにジュゴンとか、そういう現在ある上物に与える影響、多分やっぱりそれも上物論なのですかね。できた後の。

○委員 潮流が変わるとというのは、埋立てをつくることなので上物論ではないと思うのですが、オスプレイは上物論だと言われてしまって、第4条第1項1号には環境基準みたいなものがありますので、そこの基準はどうだという形で、私はやっぱり国とけんかをするのを考えると、第4条第1項1号で議論できるようにしておいたほうが安全だなと個人的には思っています。

2号の「十分配慮」のところを持っていくと、上物論で蹴られてしまうのではないかと、オスプレイについては思うのですけれども。

○委員 なるほど。オスプレイは埋立てが完成した後の使用に伴って発生するという
ことで、それがジュゴンに影響を与えるにしても、上物論という建てつけになるのでし
ょうかね。ちょっと検討してみたいと思いますけれども。

○委員長 今の点は、要件的にはaの要件にもbの要件にも当たる、つまり1号要件に
も、2号要件にも当たり得るといような考え方も少し柔軟にあってもいいのではないで
しょうか。

要するに例えば一番わかりやすいのは、新幹線が通るじゃないですか。そうすると、沿
線に音がワーンといくのは間違いないですよ。そうすると、その音について何ら配慮し
なくてもいいというような意見を言う者は誰もいないと思うのです。そのときに、これは
上物なのだからつくった後の問題で、つくるまではそんなこと検討する必要ないという話
をするのか、それとも確実に発生するから、それはその生活環境であったり、自然環境
であったり、動植物に対する影響であったり、それが確実に発生するという見方ができ
るのであれば、これはもう蓋然性の問題で、その確度が高ければ、それは2号のほうの話と
しても検討することは全然問題ないのではなからうかという気はするのですけれども。

先ほどのオスプレイの話に戻ると、これが例えばジュゴンに影響があるかどうかとい
うようなものもあるのですけれども、そこにジュゴン以外の生物が2百何十種類か、いろ
いろあるというようなものを書いていますけれども、生物だけに限らないかもしれない。

これはほかのものについても、当然そのような影響を受けるという話なんでは
しょうか。生態系が一体なもので、そこに生息しているものたち全てのバランスの話だとすると、代
表的なジュゴンというのは論じるのは当然としましても、ウミガメもおりますし、それか
ら通常の魚類等もいるのでしょけれども、そのあたりは視野に入った話をしないといけ
ないのではなかねという気もするのです。

○委員 オスプレイに関してということになると、問題は音だけでしょうか。低周波。

○委員 低周波。熱もあるのではないですか。

○委員 あと、大きな物体が空中を飛んでいくという物理的な動きですよ。

今までの話題で、出てくるのはなんとなく海の生き物に限られているようですが、あの
周辺全体を考えれば、鳥も虫もいろいろいるわけ。それぞれの生き物が全体としてか
かり合っていて住んでいるとすれば、考えなくてはいけないのは、陸上の生き物も同じでは
ないかという気がしますが、その論点は確か見当たらないような気がします。もう一度こ
れはその見方で見直してみます。

○委員長 委員のおっしゃるとおりのような気がするのですが、いわゆる辺野古ダムのほうで、埋めるための土をとるということが記載されているのですが、その辺のところにくると、その陸域の動物や鳥の議論をしているような感じがするのですが、海の上から飛んでいくものに関しては、さほど議論がされているような気がしないというのは、私も委員と同じような感想を持っています。

○委員 鳥に関して言えば、大浦湾は潮が引くと干潟が出てきますから、渡り鳥あるいはほかの鳥が羽を休めたりエサを食べる場所になりますね。そこがオスプレイで邪魔されるようであると、当然鳥に対して影響は出ると予想されますので、そのあたりの議論というのは必要な気がします。

○委員長 鳥について1個だけ、バードなんとかということで、150mぐらいくとほとんど鳥の影響はありませんという趣旨の記述が何かに書いてあったように記憶しているのですが、それ以外のものについては、あまり見た覚えがないのですが、やはりそういう意味では、鳥類や陸域動物の影響というのも、いわゆるトータルな生態系という意味では、検討することになるのでしょうか。

もう1つ、これも素人の素朴な疑問なのですが、ジュゴンの報告って間引きされているのではないかという気がして、ちょっと都合の悪いやつは少し抜いているのではないかという気がして、どうもしょうがなかったのですが、そのようなイメージというのは、専門家のから見るとないのでしょうか。

○委員 実は私もタイの研究者とジュゴンの調査、研究、議論をしたことがありまして、論文も書きましたし、本も出しましたが、こういう個体数が少ない状況というのは非常に調査しづらいのは当然なのです。それで、もう少し個体数が多いタイやオーストラリアの情報を集めたりもしましたけれども、そこと比較していろいろなものごとを言うことができるようになると思いますし、逆にオーストラリアやタイの専門家が沖縄に来て色々な講演会をしたこともありますので、そのあたりの情報は少し持っています。

ただ、委員長がおっしゃるように、情報が間引きされているという印象は持っていないのですが、やや気になることがおありなのですね。

○委員 その件に該当するのかわからないのですが、ジュゴンが大浦湾で見たという観察の情報が、米軍が持っていて、その米軍の情報が沖縄防衛局もわかっているのかわかっていないのか、沖縄防衛局がわかったとしても、それを審査する沖縄県に伝えているのか、どうもそのところの情報ギャップがあって、最近特に個体Cが大浦湾にあらわれる

ようになったのですけれども、その一番直近の審査している段階での、個体Cが大浦湾にあらわれたことを多分沖縄県は知らされていなかったと思われるような、そういうギャップを、今までの、特にジュゴン訴訟絡みでそれをアメリカが出してくるものですから、アメリカが出してくるとわかるという形で、沖縄県民もジュゴン訴訟をやってなければそれはわからないというのがありました。

審査している2013年の3月、5月、11月に建設予定地周辺でジュゴンの食み跡が見つかっているのですが、これは後で、2014年の4月になってジュゴン訴訟の関係で県民がわかったと。でもそれは審査をしている県には知らされてなかったのではないかと、もしかすると沖縄防衛局も知らなかったかもしれないというような、そういうギャップの問題はありそうな感じはしたのですが。

○委員 調査したのは、どこで調査したのでしょうか。その食み跡、どこかに確か150本もあったとかちらっと聞きました。

○委員 それは日本のNGOでございます。U.S Marine Corps Recommended Findingsという形で、ジュゴン訴訟の中で彼らが出してくる。どこを押さえるかです。

○委員 それは米軍側が調査したのですか。

○委員 そうでしょうね。Marine Corps の Recommended Findings。

○委員長 委員のお書きになったこの資料(※年表資料)を読ませていただいていたのですけれども、平成25年11月29日に環境生活部長が意見を出したというのが、これが今、最も重要な資料として受け取られるのですが、それ以前の10月4日に県から1次質問が出て、それから11月8日に2次質問が出て、10月25日が1次質問に対する回答、11月20日が2次質問に対する回答という形で来ているのですけれども、そのころには大浦湾のほうにジュゴンが来ていたというように考えられるのですが、これが25年1月までの報告だけを資料として出しておいて、その後のものが全然出てこない。

そうすると、1次回答、2次回答するとき、本当はジュゴンの質問がありますから、その辺について、当然隠さなければ出てくるのが考えられるのですけれども、それについて一言も触れてないというようなこともありますし、それからよくわからないのは、ジュゴンというのは毎日海草のようなエサをとるのでしょうか。

○委員 多分そうです。

○委員長 そうすると、いわゆる食み跡というのは、もっと沢山あるのではないかと気がするのです。要するに調査をして、マンタ調査ということで食み跡の調査をし

したという報告が出てきているのですけれども、そのところを非常に、その数日前にジュゴンが回遊しているのをヘリや小型飛行機で発見しましたからって、それから数日後ぐらいに食み跡のマンタ調査というのをやっているのですけれども、本当の個体を見ていながら、それで発見される食み跡というのが異常に少ないような気がしましてね。

○委員 私はわかりませんが、研究者によると、食べるのはやっぱり人を恐れて夜だということなんですね。

○委員長 これは現地。

○委員 観察するのは昼間じゃないでしょうか。

○委員長 いえ、食べているのを見ているわけじゃなくて、食べた跡を見ているわけですから。

○委員 食べるのは夜だと。ヘリ等で観察するのは昼ですよ。昼と夜の場所は一致しないということはないでしょうか。

○委員長 実を言うと、ヘリの飛行記録で、円を描いて密集した動きの場所になっているものですから、この辺をジュゴンが回遊していた、あるいはいたというのは、おそらく把握しているのでしょうか。現実にもそのような回遊の経路を全部描いていますので、そうするとある程度その辺とわかっているのではなからうかというように思うと、あまりにも少ないかなという気がしてどうにもしょうがないのですが。

○委員 食み跡の大きさなどの情報もわかっているのでしたっけ。

○委員長 はい。長さを書いています。幅と長さを書いていましたね。

○委員 私の経験だけなので、正確かどうかわからないのですが、タイで調べていたときに、今日食み跡がいっぱいある。それから食み跡に箸を刺しておいて目印にするんですね。この食み跡は今日食べたものである。明日出かけてきて印がなければ、その夜にジュゴンが来て食べたものであるということがわかります。それを何日か続けたことがあるのですが、相当程度ここでは正確な数字を思い出せないで申し上げられないのですけれども、そういう情報を積み重ねていくと、このあたりにはどれくらいジュゴンが住んでいて、1日にどれくらいの食み跡をつくっていくかということはわかっています。その論文も共同研究者は出しているのですが、それも今すぐ探し出せるかどうかはちょっとわかりませんが、必要であれば探し出すことに挑戦してみます。

○委員 委員に質問ですけれども、天然では15kg/日で食べると書いてあったのですが。水族館だと30kg食べるというので。大体その15kgとか30kgというのは、どれくらいの量な

のでしょうか。その食み跡でいくと。

○委員 すみません。数字を全然記憶してないのですが、それは乾燥重量ですか。

○委員 すみません。まさにそれをぱっと見ただけで、天然状態では半分ぐらいしか食べてないと書いてあったのですけれども。

○委員 絶対調べなければいけなくなってきましたので、宿題にさせてください。何を見ればいにかわかっておりますので、探し出します。

○委員 すみません。

○委員長 どうぞ。

○委員 我々に頂いている時間が少ないということがあって、当然ながら役割分担をしながらやっていく必要があるかなと思ひまして、今日論点をまとめたところからもう少し詳細にはなると思うのですけれども、特に1号と3号については、これはそれぞれ申請書なり何なりを検討するとか、これまでの基地形成過程の県の資料を見るとか、あとは審査をしたのかという手続を聞くということですが、2号要件については、やはりこれでまず足りているのかどうかということと、これは3名法律家は門外漢なので、各委員でここはどの委員が、というものがもし役割分担できたらいいなという気がしております。

まず3ページにある③のiiの実体のところに、ジュゴン、海草藻場、サンゴ、ウミガメ、外来種、というように挙げさせていただいたんですけれども、これ以外に挙げたほうがいいのかどうかというのを、まずお伺いしたいなど。ここから絞っていくのはまた別途考えてもいいとは思うのですけれども。

○委員長 これは、その上に生態系というのがありますけど。

○委員 失礼しました。生態系、ジュゴン、海草藻場、サンゴ、ウミガメ、外来種です。

○委員長 どうでしょうか。辺野古の海の関係で、調査結果でもかなり大きく量をとっているのがジュゴン、それからウミガメ、海草藻場もそうですし、サンゴだと思っております。それでそういうものが目につきやすいのですけれども、ほかにもこれは必要だというものはありますでしょうか。

○委員 今日、委員が潮流計算のお話をされていて、おおむね潮流計算は適切にやられているのではないかというお話でしたけれども、潮流計算を実際に再現できているかというのを見ると、必ずしも再現できてないのではないかというようなこともあって、シミュレーションを実測と合わせますとですね。

その辺のところと、あと数字が、特にM2分潮を何メートルにするのかというようなところで、かなり実際の条件と違うのではないかというようなこともあったりして、そういうことで問題点を指摘されている方のものをベースに、アセスの各段階での県知事の意見と、それから防衛局の対応のものを並べると、あまりかみ合っていないのです。

その時系列を起こして、そういう形をかみ合っていない結果、同時にあのシミュレーションも、実際の状況をあまりよく再現できているとは言えないのではないかということで、そういうことがベースになると、この潮流の計算というのは色々なもののベースになりますので、ここがずれているということは問題があるのではないかというような指摘、これは是非委員にご検討いただいてと思って、今日の配付資料の中の私のファイルの中に、3番で海域の水象予測についての検証ということで、これが残るかどうかというのは別なのですが、ご検討頂いて、これは瑕疵という形で立証できる可能性がありということになれば残すと。

そうでなければ、私はやはり作業を絞り込んだほうがよいので、ぜひご検討いただいて、さらに掘り下げたほうがよいというご判断であれば残すということで。

委員長のほうからはこれ以外に何かあるかと。2号要件は上物論の話もありますので、潮流の計算は上物論をクリアできますので、このところでは、もしかしたら潮流というのがあり得るかもしれないということで、そのところをご検討いただきたい。

○委員長 少し質問させていただきたいのですけれども、これは県のほうが1次質問、2次質問、3次、4次というように、質問を出していますけれども、その質問の中でも取り上げられておりますか。

○委員 そうではないと思います。その前のアセスの段階でございます。

○委員長 それはアセスの段階での知事意見ということですか。

○委員 そうです。だから方法書の知事意見、準備書の知事意見、評価書の知事意見、補正の評価書はありませんけれども、そういう段階で、繰り返しやりとりして、これを時系列で追うとほとんどかみ合っていないということですよね。

ですので、そのシミュレーションの結果も、現況を再現できているかという再現性、このようなサンゴ礁の浅い海で、それを50mメッシュで再現できるのかというようなことは、資料ではわからないのですけれども、あまり再現性がよくないものですから、それをもとに色々なことをやっていくというのはいいのかなという、そういう論点でございます。これは、後のほうの1次から4次の質問の中には出てまいりません。

ということで、私は論点を絞ったほうがよいと思いますので、スクリーニングにかけて、落ちるものであれば落としていくということでの話でございます。

○委員 読んだ限りでは、論文ではないので、さっき言ったようにこういう状況をこう変えましたというので書いてあるのですけれども、それがどう効いているのかというところがわからないので、難しいことは難しいですね。

○委員 私は委員と違ってやりとりのほうを見ました。やりとりを見ていくと、アセスの段階で方法書、準備書、評価書という形で知事意見を出すわけですけれども、ここはうまくいってないのではないのと言うと、それに対する答えという形で、そのところがあまりかみ合っていないという。ぜひお読みいただければと思います。

○委員 それは、いただいたこの前の資料の中にあるのでしょうか。委員のは、今日も持っていますけれども。

○委員 ですから、方法書から何から見ていかないといけないのですけれども。方法書、準備書、評価書、補正評価書と。

○委員 環境生活部長から出された意見の中に、水の動きのことが少し書いてあって、具体的に数字が出ています。毎秒何センチぐらいの変化があるだろうと。これは小さいとは言えないという表現になっておりますので、ひとつ検討しなければいけないのではないかと私も思います。

○委員長 小さいとは言えないという表現の部分は、読んでいますね。

○委員 分厚いのに書いてあるわけですか。

○委員 はい、そうです。

一般的に考えて、何かものをつくれれば、水の流れが変わるというのは当然予想できることですから、それによって砂粒がどう動いて、どう変化するかということは検証しなければいけません、そのあたりはひよっとしたら足りないかもしれませんね。

周辺に干潟もありますので、先ほどの話につながって、鳥に影響が出るとか、そこにすんでいる生物に影響が出るとかいう可能性は十分にありますので、もう少し慎重に検討してみたいと思います。

○委員長 委員が今おっしゃったアセスの方法書、準備書、評価書の段階の、知事意見の指摘がございますね。その指摘に対する防衛局の回答は、例えば1次質問、1次回答、2次質問、2次回答というものは、対照して書いているじゃないですか。

○委員 対照になっています。例えば、方法書でこういう意見が出た。そうしたら、

それにどう考えたかというのを準備書で、「こういう意見が追加で出ました、それを我々はこうしました」と。で、また準備書に追加意見を出しますと、それを評価書のところに対照表になって、「こういう意見でありました。我々はこれでやります」という形で、時系列で追っていくと、彼らがどういう議論のやりとりがあったか、経緯が追えるようになっています。

そこから抜き出して、今回、私、メモをつくらせていただきましたけれども、あまりかみ合っていないなど。最終的なところも、あまり再現できてないのではないかとということで、1つ候補になるかもしれないと。

○委員長 サンゴの問題というののもかなり取り上げられていまして、それからこれが住民訴訟でも出ていますし、それからこの問題を県も事業者の防衛局も、随分紙面を割いてやっている。それから、ここはもう前回の意見でも出たのですが、サンゴ等についてもやはり何らかのあれはあるのでしょうか。

○委員 環境生活部長からの指摘は、移植に対してまだ説明は十分ではないという表現でしたので、それは準備書なり評価書なりを見て、改めて考え直す必要がありそうな気がします。

○委員長 委員の場合には、那覇空港の環境保全に関連して何かなさっておられたと、あそこのほうもサンゴの移植とかというようなことを、1つの方法として考えているのですか。

○委員 那覇空港は今監視委員会が動いておりますけれども、その委員会ができる前は、名称は忘れちゃったけれども、私、事業者側の環境を扱う委員会で議論をさせて頂きました。

サンゴというのは、1群体、2群体と呼びますけれども、3万ぐらいの群体を別のところに移植するというので、今年度中だったでしょうか、それを完成させる予定で活動しています。

○委員長 これは先ほど少し指摘されていた、これを移した先での、逆に言うと、その先の状況も乱さないようなというようなものも考慮しながら、場所とかそういうものを選定して行ってやっておられると、そういうことですか。

○委員 私が入っていますから、当然そういう議論が行われるのですけれども、移植先の状況も把握しながら、さまざまな議論をして、これをここに移動させようということを決めました。

○委員長 それは環境保全、個別のものに限定してしまうと縦割りになってだめだという、要するに、移設先のほうでのその後に形成される環境も含め非常に重要だから、そういう配慮が欠かせないというわけですか。

○委員 つまり何百種類のサンゴが存在することがわかっているわけですが、サンゴをどこに移してもいいということにはならないのです。海の中の環境は一様ではありませんので、このサンゴをここに移したらだめになるのではないかという予測は当然出てきますので、そうではなくて、ここだったら大丈夫だろうというような慎重な配慮をしながら検討をしていきます。

○委員長 それはそういう作業に入る前には、もうあらかじめ、どの区域に持っていけるというようなものは、具体的にある程度確定しているわけですか。

○委員 持っていけるかどうかという予想はしますけれども、その前に移植先のほうの状態のデータも見せてもらいながら、ここに移植しようとか、ここはだめだとかいう議論をいたしました。

○委員長 これは一般的な手法になるわけですか。海での埋立てという話を考えていくときに。

○委員 さあ、どうでしょう。ある構造物をつくる時にサンゴを移植するという作業を、あまり例として知らないのですが、一般的かどうかということに対してはちょっと自信持ってお答えできないです。

○委員長 それはある程度、辺野古と那覇空港は同時期に進んでいたような話を伺っているのですが、そうすると那覇空港のほうでは、移植等の問題というのはそこまで慎重にといいますか、効果が出てくるという予測をしながら、これは考えておられたということですか。

○委員 そういうことですね。この監視委員会の前の段階でもずっと議論してありましたので、何年かの歴史があります。

○委員長 これはアセスの段階でも、そのような話はもう当然論じられていたとなるわけですか。

○委員 アセスと並行して事業者が委員会をつくりますので、アセスの議論は、当然この事業者の議論に反映されていますので、考慮されていたと考えるのが普通だと思います。

○委員長 テレビで見た気がするのですが、海草類もいくつか移植されている

のではないですか。

○委員 しています。

○委員長 していますよね。その海草類の移植についても考え方は同じで、移植先のデータをいただいて、そしてそれを評価していくと。

○委員 はい。

○委員長 それから、それをやる場合には、例えばこのサンゴ礁にはこのような魚がよく根付くとか、そのようなこともある程度見ていくのでしょうか。

○委員 そこまでは議論はしませんでした。サンゴがありますと、当然そこにいくつかの小魚が集まってきますから、そういう話題は取り上げることは可能ですけれども、那覇空港の場合そこまでは話題に出ませんでした。

○委員長 先ほどサンゴだけで3万ぐらいというふうに。

○委員 移植するものですね。

○委員長 これは例えば3万ぐらいのものがあるところを、移植する場合には、3万ぐらいのものでつくりないと再現、要するに保全できないと、そのような考え方なのでしょうか。例えば3万のうちの1万を移して、2万はいいかというような。それとも10万ぐらいのうちの3万ぐらい移したという、そんな感じの話なのでしょうか。

○委員 大きく分ければ後者のほうです。全てを移植するわけにはいきませんでしたので、パーセンテージは書類を見ないとわかりませんが、ある一定程度のものだけしか移植できませんでした。

○委員長 そもそもお教えいただきたいのですけれども、この埋め立てでサンゴの被度というのが随分あれで、低いところにできるだけというようなことをやったのは、このサンゴの被度というのはかなり正確に出てくるものなのでしょうか。

○委員 割合慣れている人が調査をすれば正確に、1%の単位までとは言いませんけれども、5%、10%の粗さで考えれば、割合正確に把握ができます。

○委員長 ほかに何か、サンゴのほかに取り上げるべきものは何かありませんか。

外来種というのは、例えば県外の、いわゆるこの島以外のところから来るものというような捉え方でよろしいのでしょうか。

○委員 いろいろな捉え方があります。外国から日本に来るのは、もちろん外来種ですけれども、沖縄のようにいろいろな島々で構成されている県は、それぞれの島に特有の種がおりますので、その生活を脅かすという意味では、別の島から来るものも外来種とし

て扱うのが普通です。

○委員長 そうすると、ましてや本土のほうから来るものについては、やはり同じように考えなければいけないということになるわけですか。

○委員 アリが問題になってきますが、同様な考え方で進められると思います。

○委員長 外来種というものについては、那覇空港はさほど問題にならなかったのでしょうか。

○委員 委員長その点よろしいですか。割って入って申しわけありません。私の資料の1、アセスの12ページをご覧くださいなのですが、今の委員長がおっしゃった那覇空港はどうでしたかということなのですが、12ページの1番下のところにアンダーラインを引いてあるのですが、これは環境大臣の意見そして助言です。「島嶼部の生物については、同種であっても島ごとに遺伝子レベルに違いがある可能性があり、島外からの生物の移入は遺伝子レベルの生物多様性に攪乱を生じさせる恐れがある。このため、埋立用材及び緑化資材については、島嶼部特有の生物多様性の保全に十分配慮すること」としているのと、こういう環境大臣の助言・意見があって、現実問題として事業者の沖縄総合事務局は、埋立用材としては辺野古の場合とは違って、県内産の土砂を利用するということにしていると。これが辺野古と第2滑走路増設事業の大きな違いで。

実は、私割って入らせていただいたのは、この11ページから13ページの記述は、法的な解釈として間違いがあります。

環境大臣の助言を求めたほうは、アセス法の23条の2ですけれども、意見のほうは、これは私が書いている公有水面埋立法第47条第1項あるいは第2項ではなくて、アセス法の第22条第1項第1号だということがわかって、これは法的な根拠が間違っていますので、先ほど委員のほうから時間が限られているので、論点ごとにある程度分担をというお話がありましたけれども、分担の先には私、裏をとるというのがあって、今日、実はこの件、不安だったものですから、海岸防災課と環境政策課に、この件についてヒアリングしました。そしたら、私の根拠法の理解が間違っていることがわかったのです。

この裏をとる部分をやらないと、足をすくわれますので、分担と同時に裏をとるヒアリングをどんな手順でやったらいいのか、これについても今日は無理であれば、遅くとも次回ぐらいにはこの議論をしていただいて、今日はこの事実確認だけで、この間の経緯について確認するようなものではなかったもので、この件だけでやらせていただきましたけれど、それを勝手にやるのはちょっと問題かと思うものですから、どういうルールでこの裏をと

る作業をしたらいいのかということも、遠からずご議論いただけたらと思います。

○委員長 実を言うと、もし、今日時間があれば、その辺のところを少しみんなで議論してみたいなと思ってはいたのですが、ちょっとだけ電話よろしいですか。

(委員長-退室)

○委員 事務局にお願いですが、先程那覇空港のことで発言しましたが、数字は全部自分の推測で話しましたので、事実を確認しなければいけません。どうでしょうか。

○事務局 後で議事録を起こして、また委員の皆さんにご確認いただいて、もし修正があればそれなりの対応を委員長と協議して対応したいと思います。

○委員 よろしくをお願いします。

○委員 開会してからのほうがいいのかもかもしれませんが、例の国の環境監視等委員会の2回目の議事録が出ましたよね。

○事務局 あちらのホームページのほうに公表されております。

○委員 ホームページに全文公表されていますか。

○事務局 私も、ものは確認してないのですが、1回目は議事概要と、そこで使った資料を見ました。2回目のはまだ、この2、3日前だと思います。

○委員 2回目の資料がありますから、全部ホームページで見られますか。

○事務局 1回目は見られましたけど、2回目のものがちょっと。

○委員 今日まだ確認してないのですけれども、全部見られればいいのですけれども。あれはやはり見ておかないといけないから。もし見られなかった場合にはそれなりに対処してください。

○事務局 はい。ご連絡いただければ土木建築部のほうを通して入手できる範囲で。県のほうにも求められて、多分、ホームページで公表されていると思います。もし見られなければご連絡ください。

○委員 まだ見てないのですか。

○事務局 はい。

○事務局 委員、先ほど海岸防災課から連絡があって、何かご説明に若干間違っただけのご説明したみたいで、後ほど訂正にまいりたいということです。

○委員 そうですか。この件なのです。今の私の件は、根拠法は何かということ。

(委員長-着席)

○委員長 今、委員がおっしゃった問題は、少し時間があつたら今日の議題で検討し

たほうがいいたらと思っていましたので、この件についてよろしいですか。

実を言うと前回の記者会見で、次回以降も県の職員の方から話を聞いたりすることはありますかという質問がありまして、それについて、こういうような内部手続を審査する、そういう手続の過程で、内部の方たちの意見を聞かないということは、これはあり得ない、成り立たないので、これは間違いなく当時の担当者の方であったりとかそういう方たちから、事情を聞かせていただく必要はありますというような答えをして、ではいつの委員会（※普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認手続に関する第三者委員会）に呼ぶのですかと聞かれたものですから、委員会というのは2時間しか時間がないものですから、そこでそういうことを聞いていたら、明らかに時間が足りなくて、議論が進みませんので、委員会は議論をする場にさせていただいて、県の方たちからの意見というのは、委員会の期日以外に、そのあいだ、あいだの期日の中で、委員会で問題となった事項その他を聞いておくというようなことが、おそらく物理的な時間も含めて考えて妥当じゃないでしょうかという趣旨の話をしました。

そういうことで、県の方たちから委員のおっしゃるように、いわゆる裏をとるといいますか、当時のことを全部聞いていくという意味で、話を聞いていくことになるわけですが、それでも、それで1つ考えたのは、法律問題等について我々はかなり聞きたいと思っているものがあるものですから、県の事務局と連絡をとって、そういうようなセットをさせていただいて、適宜聞いていく。その中で、人数的にマンパワーが足りませんので、手伝っていただく弁護士等ある程度当たっているのですが、そういうような方たちを含めて事情調査をするということを考えているのですけれども、そういうようなとりあえずこの期日じゃなくて、できたら時間外で、期日外で聞いていくという形というのは、方法としてよろしいでしょうか。

○委員 私は、ぜひともそれは必要だと思います。

○委員長 それはそのような形でよろしいですか。

その次に、それをどのような形で、要するに委員が全員集まるというという形にするか、それともある程度そういう問題意識を持った人が中心となって、参加できる委員の方は来ていただく。来られない委員はどのみちその内容は、この委員会に当然認識の共有という形で出ていくと思いますので、全員が集まらなければできないという話になってくると機動性がありませんので、ある程度そういうようなものを決めたら、参加できる方あるいは希望する方でやっていくと、そういうようなことでもよろしいでしょうか。

○委員 よろしいと思います。

○委員長 そのような形でよろしいですか。

(異議なし)

○委員長 それで、そのようなものについては、おそらく問題意識も専門も異にするわけですから、聞きたい意見はどんどん違うものが出てきたりすると思うのですけれども、これをどのようなとりまとめという形にしていきましょうか。事務局に引き継いで調整してもらわないといけないと思うのですけどね。

○委員 とりまとめといいますと。

○委員長 要するにこういうものについて、どこの部局から話を聞きたいというものがきたときに、それを考えた委員が個別にどんと事務局に出すというものもあれば、とりあえず窓口を決めてそこに一旦連絡していただいてというようなことでもいいのかという気もするのですけれども、もしそうなる場合には、大変面倒ですけれども、●●さんが窓口になってもらいたいと思っているのですが。

○委員 基本的には事務的なお話なので、いくつかのパターンはあり得るだろうと思うのです。つまり委員会でこれを検討しよう、それについてどここの部署から聞こうと、それで決まった場合に、それで割り振って聞くパターンもあるでしょうし、それから特定の項に関心がある委員が、私はこれを聞きたいのだけれども、時間的に委員会まで間に合わないで、これで聞いていいですかという形で、お一人でも、お二人でも聞くというパターンもあると思うのです。

ですから、後者の関係は、そのあたりは委員長にそういうお話をして、事務局に手配してもらうとかでもいいですし、委員に窓口になってもらってもいいだろうとは思いますがね。そういういくつかのパターンがあってもいいのではないかとはいえますけれども。

○委員 もうちょっと柔軟に、一応要綱があるので、要綱第4条だと委員会が必要に応じて職員の説明を聞いて、出席を求めたり、提出を求めることができる。また補助者を使用できるとあるので、時間も限られているので、こちらに、いずれにしても最後に書くときに根拠なく書けないということがあると思いますので、この委員会の場で報告することがあれば、適宜聞いてもいいような気がするのですが、いかがでしょう。

○委員長 適宜聞いてもいいとは、どういう意味ですか。

○委員 そのまま県の職員に、各委員で県の職員に。

○委員長 各委員で、それは直接事務局のほうに連絡をとって、こういう部署の方に

聞きたいがというような方向でいいのかどうかということですか。

○委員 はい。

○委員 私はそれもいいかなと思うのですが、ただ私は法律の専門家ではないものですから、後々のことを考えると、1人で私が聞くのではなくて、少なくとも弁護士の委員のどなたかが一緒に、その問題は大事だから一緒に聞こうと言って、少なくとも2人で聞いて、押さえるべきところに押さえが効いてないようなヒアリングをしても時間の無駄です。そういうことができればとは思いますが。

特に最後は法的な議論になるはずですので、単独でやることについてはやや危惧の念を持つのです。可能であればということです。

○委員長 方法論ですので、どうでしょうか、何かお考えがありましたら。

○委員 聞く事項にもよるとは思うのですが、つまりこの手続きはどうなっていますかとか、そういういわゆるお勉強的な、知識的なものについては単独で聞いても、ただ聞くだけですので、あまり問題はないと思うのです。

もう1つは事実調査をすると。この手続き、このときはどういう検討をして、どういう資料とかどういう判断をしたとか、そういう事実の調査をする場合は、今おっしゃったような問題はあるかもしれないと思うのです。

だから、その知識を得るという意味では個人で直接聞いて構わないのではないかと。事実調査をするときに、確かにどのようなやり方が合理的かというのはあると思うのです。そこはある程度ここで議論が進んで、これを解明するためにこの部署を聞くというのが出てくるだろうと思うのです。だから、多分流れるには、そこで出てきたものを分担して、何人かで専門家と法律家とか、そういう感じで聞く形になるのかなと思います。

○委員長 大体今の議論をまとめますと、こういうことでもいいのかな。例えば個別に事務局の担当と連絡をとって、そういうセッティングをしていただいてもいいし、それから少しこれは複数で聞いたほうがいいのかというのは、委員の窓口のほうに連絡をいただいて、少しこういう趣旨で複数で聞いたほうがいいのかだけでもという形で検討して、その場合には複数で聞くというやり方も行うという形で、聞きたい問題を持ち出す委員の判断にある程度委ねて、単独でやるか複数の委員何名かでやるか、あるいはものによっては全員でやるかとかあるかもしれませんが、そういうようなことをやっていくと、そういうような趣旨のまとめになりますかね。今おっしゃったことは。

○委員 それがいいのではないかと思います。

○委員長 大体そのようなことでよろしいでしょうか。

○委員 そうですね。機動性を持ってやらないと今のあれにならないですね。

○事務局 委員長、方法論の話ですけど、質問の内容によっては、直接職員から聞くのではなくて、文書で回答してもらおうという方法もあると思いますけれども。

○委員長 そうですね。おっしゃるとおりだと思いますね。それはいわゆる聞くものについてはそうだけど、聞く方法については別に直接お話を聞くというものに限定はしないという形で、適宜文書でもって質問をして回答をいただくという方法もあるし、それから面談してやる必要があると思われるものについては、そのような方法もやるということで、方法については、例えば我々が資料をいただけませんかという形でお願ひする場合などもありますね。要するに、そのように資料をもらったり、質問をして回答をいただくというものもあれば、直接面談してお話を聞くという場合もあるというので、手段は構わないと思うけれども、基本的な考え方としては、今のようなやり方という形の委員のほうの結論になったのですが、事務局のほうはそういうことでよろしいでしょうか。

○事務局 委員各人、あるいは委員あたりが代表して事務局のほうにご連絡いただければ、うちのほうで日程調整なり、あるいは文書回答を依頼するというような形をとって対応させていただきたいと思います。

○委員 面談する場合、いついつこんなことが行われそうだという情報を届けていただければ、興味のある人はそこに顔を出すことも可能でしょうし、複数必要な場合はやはり日程の調整が必要かもしれませんので、情報を届けていただくとその後やりやすくなるのではないのでしょうか。

○委員長 そうですね。委員に対する連絡というのはどのような形が。

○委員 今、県からメールを頂いておりますので、その方なり、あるいは窓口の委員が県に連絡して、各委員に連絡してもらおうというのがよろしいのではないのでしょうか。

○委員長 そういう形で県のほうから回していただいて、興味のある方は返事は要らないけれども、でも「私も参加します」という返事はあったほうがいいと。参加しますと言わなかったから来ても入れないということはないけれども、できたら準備の都合もあるでしょうから、基本的には、できるだけそれに対して回答を返していただくというようなことでいいですかね。

○委員 皆さん関心があるはずだと思うのですがけれども、埋立承認の決裁文書の起案者は●●さんですので、前回もお話を伺いましたけれども、1回で済むかどうかわからな

いのですが、埋立承認に至る要所要所の判断はどうだったのかということのヒアリングを、皆さん、●●さんに何を聞くのかという準備ができてないと具合が悪いと思いますけれども、ある程度準備できたということであれば、早目にセットしていただけると、そこが一番軸になるヒアリングかなと、個人的には思っているのですけれども。

○委員 僕も●●さんなりに聞くのが重要だと思うのですけれども、それは我々のほうで、今ここで検討しているものをある程度自分たちで持った上で、これを聞いたのですか、潮流についてどう聞いたのですかとか、必要性についてどう聞いたのですかとまとめた上で、かなり確信的な話なので、それはまさに委員会なり、できるだけ多くの人で聞いたほうがいい方法なのかなと思います。土木建築部については。

○委員 その準備ができているということの確認の上ということですね。論点を、ここを聞くということが。

○委員 そうです。

○委員長 この点について、ご意見はよろしいですか。

○事務局 確認ですけれども、質問項目については、事前にいただくことは可能です。特に回答する事務方としても、いろいろと準備することがあると思うのです。

○委員 今の段階でははっきりは言えないかもしれませんがね。ケースバイケースの場合もあるでしょうし、しっかりと調査して回答してもらいたいという場合もあるだろうし、ちょっと先に進んでからじゃないと、その質問のやり方、具体的なものは出てこないかもしれませんね。

○委員長 それは言葉を変えて言うと、そういう段階に来て、やりますよというときに、これは質問書でということもあるかもしれないし、ちょっと質問書は準備できないかもしれないということはある。それはケースバイケースで考える、そういうことでもいいですか。前回、農林水産部と土木建築部と環境部のほうから来ていただいておりますので、その辺はどうしてもある程度想定には上るのでしょうかね。

そういうことで、今日委員から切り出された県庁内の調査の方法は、実はちょっと気になっていましたので、今日決めたような形という方向でやらせていただくということにしましょう。

それから、事務局のほうからこの問題の公開についてというペーパーが事前に来ていたと思うのですけれども、その内容の趣旨でよろしいですね。

○委員 県の条例で、今のは情報公開の関係ですよ。そういうことであるというこ

とは、もうそういう前提なのですよね。

時間が押してきているので、3号要件の関係がまだ残っているのですが、いいですか。

○委員長 どうぞ。

○委員 委員が作ったレジュメの3ページにあるのですが、「法律に基づく計画に違背せざる」ということで、これも検討する必要があるだろうと思っております。

それでまだ資料的なものが殆ど手元に無いので、事務局をお願いしたいと思っています。

今回、沖縄あるいは辺野古の関係で問題になりそうな、国とか県とか名護市の計画書、その書類をひとまとめにして、提供してもらいたいと思っています。

具体的には、名護市の意見書にざっといろいろその計画の内容を書いておきまして、読みますのでメモしていただけますか。

1つ目が生物多様性の国家戦略。

2つ目が生物多様性のおきなわ戦略。

3つ目が自然環境の保全に関する指針。

4つ目が琉球諸島沿岸海岸保全基本計画。

5つ目が第4次沖縄県国土利用計画。

6つ目が名護市の景観計画。

7つ目が宜野座村の景観村づくり計画。

という感じで挙がっていますので、準備していただきたいと思っています。

○事務局 訴状に載っている計画ですね。

○委員 そうです。

それ以外に何か関連するような計画があるかというのはちょっとわからないのですが、とりあえずそれをいただいて検討した上で、またお願いするかと思います。

○事務局 これは準備次第届けるということで、手配しておきます。

○委員 私は、委員は書類提出を求めるといのように要綱を勝手に読んでいたら、委員会だったので、ちょっと先走ってしまったのですが、今県にお願いしていることがありますので、委員会の場で申し上げておきます。

1つは、環境生活部に対して、補正評価書知事意見、アセスの段階の知事意見と補正評価書と、その後の環境生活部の意見等を対比する一覧表の作成を、1個1個は防衛局がつくっているので多分その貼り付けになると思うのですが、その対応する表の作成をお願いしています。

あとは、環境部に対して、これは書面でなんですけれども、3次、4次回答に対する意見があれば教えてほしいというお願いをしております。環境生活部の3次、4次回答に対する意見というものです。

それと必要性に関して、基地形成過程について、沖縄県のホームページ等を見ればわかるのでしょうかけれども、基地形成過程に関しての資料があれば、まとまったものがあれば出してほしいということでお願いしています。その3点お願いしておりますので、ご報告しておきます。

○委員 委員長がおられないときに、事務局のほうにお願いしたことなのですが、ちゃんと会のほうでお願いしないとイケないと思いますので、昨日の新聞報道がありましたけれども、防衛局のほうで設置している環境監視等委員会の2回目の議事録がホームページに載ったということ、ホームページを見れば全部出ている場合には問題ないのですが、まだ私ホームページを子細に見ていないものですから、ここで見られないケースの場合には、何らかの形で入手していただきたいということをお願いしました。

○委員長 それは県のほうに。

○事務局 何か土木建築部には来ていると思いますけれども、議事録まで入っているかどうかですね、議事概要か。これはうちもホームページを確認しながら、ホームページで議事録が見られないというようなことであれば。

○委員 ちらっと言いましたけれども、議事録は出ています。議事録は委員という形で、名前は全部伏せる形で。

○事務局 普通公表するときは、議事概要、議事録、配付資料。

○委員 いずれにしてもこれは概要でした。

○事務局 議事録を後日公開する予定があるのかどうかですね。

公開しないで県が持っているというのであれば、それはそれで、県として対処したいと思います。

あと先ほど委員から指示のあった資料は、各委員にも配付するという事でよろしいですか。

○委員 そうしてください。

○委員 もう1つお願いがあるのですが、これも素人のお願いなんですけれども、とてもたくさんの資料が届いているわけです。1つ1つ見れば、何月何日に出された資料だということはわかるのですが、この資料を読んでいて、このもとになるのはどれかなとい

うのを探すのがとても大変なときがあります。どのファイルにどれがあるかというのも、すぐにはわからない。資料のリストのようなものがあって、しかも時系列に並んでいると、議論のプロセスを探りやすいと思うのですが、これ私だけなのでしょうかね。非常に苦労するときがあるのですが、存在するのであればそれは是非いただきたいと思いますし、簡単にできるのであればぜひお作りいただきたいと思っていました。

○事務局 配付資料リストですね。第1回委員会配付資料はどれどれ、第2回委員会配付資料どれどれと。

○委員 今、配られてからですから、もう遅いのかもかもしれませんが、それぞれ番号があって、それにどういうことが書いてあるかとかいうのがわかるといいのですが、ちょっと遅きに失しましたかね。

○事務局 大丈夫よね。

○事務局 はい、わかりやすいように。ただ番号とか、その資料にどういうのが載っているというまでは、なかなかあれですけど、わかりやすいような形でリストに整理したいと思います。

○委員長 例えば、公有水面埋立の経緯というような分厚いのをいただいているじゃないですか。この表のほうに付いている一覧表のような感じというのは、非常に検索しやすかったですね。

○事務局 ここぐらいまで載せてということですね。

○委員長 ですからそういうのがあると、とっても助かると思います。

私も委員と同じような悩みがあって、自分でこんな感じで自分なりにまとめてみたりとかというようなのも、使いそうなものは赤字で、経緯から抜き出していくと非常にやりやすいものですから、もし可能であればよろしくお願いします。

○委員 先ほどの委員の海域の水象のものですけれども、これをもとにして検討させて、いろいろと教えていただきたいと思います。

前回と今回話したことを、自分用のメモを作っていますので、事務局にお願いして次回に報告していただいてよろしいですか。

○委員長 よろしくお願いします。

○事務局 申しわけありません。今日、お渡しいただけるわけですか。

○委員 今持っています。

○事務局 では次回にというよりも、メールのほうで早目に情報提供したほうが。

○委員 メールだったらデータを送りますけれども。

○事務局 枚数によっては今そのままコピーしますが。

○委員 7ページです。

○委員長 今日の普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認手続に関する第三者委員会の議論はこれでよろしいですか。

(異議なし)

事務局から何かございますか。

○事務局 次回は、3月25日・水曜日、15時からこの場所で開催しますのでよろしく
お願いします。

○委員長 それでは、きょうは、ご苦労さまでした。

(午後5時10分 閉会)